

シンガポールの輸入規制措置の概要 (平成25年4月8日時点)

1. 輸入規制措置の概要

シンガポールは、日本から輸出される一部の食品等について、その地域によって輸入規制措置を講じたり、証明書を求めたりしています。

(証明対象・内容)

	地 域	品 目	規制内容
1	4 7 都道府県	食肉、牛乳・乳製品、野菜、果実、水産物、緑茶及びその製品	<日付証明> (平成23年3月11日より前に生産・加工されたことの証明)
2		米	
3	福島県	食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果実とその加工品、緑茶及びその製品、水産物	輸入停止
4	3 県 (茨城、栃木、群馬)	食肉、牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品、水産物	<放射性物質検査証明> (放射性物質の検出がNDであることの証明で、生産・加工地が記載されていること)
5	4 都県 (埼玉、千葉、東京、神奈川)	野菜・果実とその加工品	
6	茨城県	卵	
7	静岡県	緑茶及びその製品	
8	4 都県 (埼玉、千葉、東京、神奈川)	食肉、牛乳・乳製品、水産物	
9	上記区分3、4、5以外の道府県	食肉、牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品、水産物	<産地証明> (地域欄に記載された都道府県で生産・加工され、品目欄に記載のある品目であることの証明) シンガポールにて、サンプル検査を実施。
10	福島県、茨城県以外の都道府県	卵	
11	福島県、静岡県以外の都道府県	緑茶及びその製品	

2. 留意事項

(1) シンガポール側でのサンプル検査

シンガポール政府は、同国内でのサンプル検査で放射性物質が検出された場合は、当該商品の廃棄・返送を求めています。

(2) 商工会議所のサイン証明 (産地証明)

産地証明に関し、シンガポール政府は、各商工会議所によるサイン証明を産地証明として認めています。